

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

白川町長 佐伯正貴

白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職場を起点とした新たなコミュニティ形成により、子育て世代の孤立防止及び地域定着を図るため、仕事と育児を両立できる「温かい職場環境」の整備に取り組む事業所を白川町次世代ワークライフ応援企業として認定し、これに対する奨励及び支援する白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世代 高校卒業（18歳到達後最初の3月31日）までの子を養育する保護者をいう。
- (2) 常用雇用者 原則として、期間の定めなく雇用されている者、又は過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者をいう。
- (3) パートタイム従業員 常用雇用者以外の雇用形態で雇用されている者をいう。
- (4) しらかポイント対象従業員 パートタイム従業員のうち、子育て世代に該当し、事業主から申し出のあった者をいう。
- (5) 基準日 認定を受けようとする年度の4月1日をいう。
- (6) しらかポイント 白川町行政ポイント事業実施要綱（令和7年白川町訓令甲第2号）第2条第1号で規定する行政ポイントのことをいう。

(認定の対象)

第3条 認定の対象となる事業所（以下「事業所」という。）は、町内に本社又は事業所を有し、基準日において常用雇用者又は子育て世代のパートタイム従業員を2名以上雇用しており、かつ子育て世代のパートタイム従業員を1名以上含んでいるものとする。

(認定基準)

第4条 事業所の認定基準は、次に掲げる項目において一定の基準を満たしていることとする。

- (1) 「お互いさま」の職場づくり（意識・風土）
- (2) 柔軟な働き方のヒント（制度・運用）
- (3) つながりと居場所づくり（コミュニティ）

(4) 地域・未来への貢献（社会的姿勢）

（申請及び審査）

第5条 認定を受けようとする事業所は、白川町次世代ワークライフ応援企業認定申請書（様式第1号）に白川町次世代ワークライフ応援企業セルフチェックリスト（様式第2号）及びその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは白川町次世代ワークライフ応援企業認定通知書（様式第3号）により通知し、不適当と認めるときは白川町次世代ワークライフ応援企業不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の審査にあたっては、町担当課、白川町商工会、白川町移住交流サポートセンター、白川ワークドット協同組合及び白川町子育て支援センターが連携して組織する審査会において意見を聴くものとする。

（奨励及び支援）

第6条 町長は、認定した事業所（以下「認定企業」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 白川町次世代ワークライフ応援企業報奨金交付申請書（様式第5号）を提出した認定企業に、企業報奨金として5万円分のしらかポイントに、しらかポイント対象従業員1人につき1万円分のしらかポイントを加算して付与する。

(2) 認定証の交付及び認定マークの活用承認を行う。

(3) 町ウェブサイト等による取組事例の公表を行う。

(4) 事業所設備の改修等については、白川町中小企業・小規模事業者総合支援事業補助金交付要綱（令和8年白川町訓令甲第〇号）の規定に基づき、補助率のかさ上げ等の優先的支援を行う。

2 前項第1号第4号に規定する支援は、1認定企業につき1回に限るものとする。

（状況報告及び認定の更新）

第7条 認定企業は、毎年度末までに白川町次世代ワークライフ応援企業取組状況報告書（様式第7号）により、その取組状況を町長に報告しなければならない。

2 認定の更新は、前項の報告をもって翌年度の更新を行うものとする。

3 認定企業は、報告内容（エピソード等）を町が公表することについて、あらかじめ同意しなければならない。

（変更・辞退・廃止の届出）

第8条 認定企業は、名称、所在地、取組内容に重大な変更が生じたとき、又は認定を辞退若しくは事業を廃止しようとするときは、白川町次世代ワークライフ応援企業認定事項変更・辞退・廃止届出書（様式第8号）を速やかに町長に届け出なければならない。

（認定の取消し等）

第9条 町長は、認定企業が虚偽の申請、法令違反、又は認定基準を著しく逸脱したと認めるときは、認定を取り消すことができる。この場合、町長は白川町次世代ワークライフ応援企業認定取消通知書（様式第9号）により通知する。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、町長はしらかポイントの利用停止又は付与の停止を行うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

白川町長 様

所在地
事業所名
代表者名
(電話番号)

白川町次世代ワークライフ応援企業認定申請書

白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業所の概要

業種

常用雇用者数 名（うち女性 名）

パートタイム従業員数 名（うち女性 名）

しらかポイント対象従業員数 名（※高校生以下の子を養育するパート従業員）

2. 誓約・同意事項（該当するものにチェック）

- 労働関係法令等に重大な違反はありません。
- 白川町暴力団排除条例に規定する暴力団等との関係はありません。
- 町税等の滞納状況について、町が確認することに同意します。
- 認定後の実績報告内容（エピソード等）を町が公表することに同意します。

【添付書類】

1. 白川町次世代ワークライフ応援企業セルフチェックリスト（様式第2号）
2. 事業所の概要がわかる書類（パンフレット、HPの写し等）
3. 就業規則、育児・介護休業規定等の写し
4. その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

白川町次世代ワークライフ応援企業セルフチェックリスト

年 月 日

事業所名

代表者名

1. 必須要件（必ずご確認ください）

まずは、本事業の対象となる基本条件です。

- 町内に本社または事業所を有している
- 従業員（パートタイム従業員を含む）を2名以上雇用している
- 子育てを行っているパートタイム従業員を1名以上雇用している

2. 「お互いさま」の職場づくり（意識・風土）

制度の有無以前に、心理的なハードルを下げるための項目です。

- 子どもの急な発熱などによる欠勤・早退に対し、部署内でフォローし合える雰囲気がある
- 学校行事（授業参観や運動会など）の際に、気兼ねなく休みを申請できる環境である
- 管理職や経営者が、従業員の「仕事と育児の両立」の大変さを理解し、声をかけている
- 「短時間勤務だから」「パートだから」という区別なく、貴重な戦力として尊重している

3. 柔軟な働き方のヒント（制度・運用）

現状の工夫を評価する項目です。

- 勤務時間の開始・終了時刻を、保育園の送迎時間等に合わせて柔軟に調整している
- 育児休業制度について、対象となる従業員（パート等を含む）へ個別に周知している
- 男性従業員に対しても、育児への参加や休暇取得を促す雰囲気がある
- 相談窓口（人事担当者やベテラン社員など）が誰であるか、従業員に伝わっている

4. つながりと居場所づくり（コミュニティ）

「孤立防止」の観点を取り入れた項目です。

- 社内行事や休憩時間に、パート従業員も含めた「ちょっとした雑談」の機会がある
- 子育て世代の従業員同士が、悩みや情報を共有できるような配慮をしている
- 行政の子育て支援情報（町の施策など）を、社内の掲示板等で紹介している

5. 地域・未来への貢献（社会的姿勢）

地域全体で子育てを支える姿勢を確認する項目です。

- 地域の行事やイベントに従業員が参加することを、前向きに認めている
- 認定後も、従業員の意見を聞きながら、より良い職場環境を目指す意思がある

本チェックリストは、貴社の現在の取り組みを確認し、子育て世代のパート従業員等が安心して働ける環境づくりを促進するためのものです。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地
事業所名
代表者名 様

白川町長

白川町次世代ワークライフ応援企業認定通知書

年 月 日付けで申請のありました白川町次世代ワークライフ応援企業の認定については、審査の結果、適当と認められるため次のとおり認定します。

記

1. 認定番号
2. 認定年月日
3. 有効期間 認定の日から令和12年3月31日まで
4. 付記 毎年度の実績報告書の提出をもって認定の更新を行うものとします。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

様

白川町長

白川町次世代ワークライフ応援企業不認定通知書

年 月 日付けで申請のありました白川町次世代ワークライフ応援企業の認定については、審査の結果、次の理由により認定しないことに決定したので通知します。

記

（不認定の理由）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

白川町長 様

所在地
事業所名
代表者名
(電話番号)

白川町次世代ワークライフ応援企業報奨金（しらかポイント）交付申請書

白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり企業報奨金の交付を申請します。

記

1. 報奨金の算定内訳

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) しらかポイント | 50,000 円分 |
| (2) しらかポイント対象従業員加算 10,000 円分 × 人 = | 円分 |
| (3) 合計額（しらかポイント） | 円分 |

2. ポイント付与先情報

企業版しらかカード番号

【添付書類】

しらかポイント対象従業員名簿（様式第6号）

様式第6号（第6条関係）

しらかポイント対象従業員名簿

事業所名

基準日

年4月1日現在

No.	従業員の氏名	子の生年月日/学年	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

【算定合計】

- しらかポイント対象従業員数 名
- 報奨金加算額 円（10,000円 × 上記人数）

（注記事項）

1. 本名簿は、白川町次世代ワークライフ応援企業報奨金（しらかポイント）の積算根拠となる「高校生までの子を養育するパートタイム従業員」を確認するためのものです。
2. 「子」の範囲は、基準日において高校卒業（18歳到達後の最初の3月31日）までの者を指します。
3. 「パートタイム従業員」とは、正規職員以外の雇用形態で雇用されている者を指します。
4. 本名簿に記載された個人情報は、本事業の報奨金算定および事務連絡以外の目的には使用しません。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

白川町長 様

所在地
事業所名
代表者名
(電話番号)

白川町次世代ワークライフ応援企業取組状況報告書

白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり取組状況を報告いたします。

記

1. 子育て従業員の雇用状況（報告日時点）

常用雇用者 名 / パートタイム従業員 名（内しらかポイント対象従業員 名）

2. 「お互いさま」エピソード（自由記述又は選択式＋一言）

3. 柔軟な働き方の実施実績

4. 職場コミュニティ・情報提供の状況

5. 報奨金（しらかポイント）等の活用効果

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

白川町長 様

所在地
事業所名
代表者名
(電話番号)

白川町次世代ワークライフ応援企業認定事項変更・辞退・廃止届出書

白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1. 届出の区分（該当する項目にチェックしてください）

- 事項変更（名称、所在地、代表者、取組内容等の変更）
- 認定辞退（企業的意思による認定の返上）
- 事業廃止（合併、解散、事業の休止又は廃止等）

2. 変更等の内容

項目	変更前（旧）	変更後（新）
名称・所在地等		
代表者・役職		

3. 変更・辞退・廃止の理由（具体的に記載してください）

4. 変更等の年月日 年 月 日

【添付書類】

変更後の事実を証する書類（登記事項証明書の写し等、必要に応じて）
認定証（辞退又は廃止の場合）

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

様

白川町長

白川町次世代ワークライフ応援企業認定取消通知書

白川町次世代ワークライフ応援企業認定奨励事業実施要綱第9条第1項の規定により、次の理由により認定を取り消したので通知します。

記

1. 取消しの理由
2. 認定証の返還 本通知を受けた日から14日以内に認定証を返還してください。
3. ポイントの取り扱い 本通知日をもって、付与された「しらかポイント」の利用を停止します。